

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	(仮称)新宿区自治基本条例区民アンケートについて
----	--------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号(目的外利用)

【報告】

第14条第1項(業務委託)

(担当部課： 総合政策部企画政策課)

事業の概要

事業名	(仮称)新宿区自治基本条例 区民アンケート
担当課	総合政策部企画政策課
目的	(仮称)新宿区自治基本条例に対する意見収集
対象者	区民(永住資格のある外国人を含む)
事業内容	<p>概 要</p> <p>目的:(仮称)新宿区自治基本条例(以下「条例」という。)に対する意見収集の一環として、区民の中から「無作為抽出」により対象者を選び、条例に関するアンケート協力依頼を行う。無作為にアンケートを郵送することによって、様々な年齢、職業、環境等に属する区民から多様な意見を徴収することができ、区民の条例に対する意向や認知度等を分析することができる。日本国籍を有する区民だけでなく、長く新宿区に住所を有する外国人(永住者)も対象にすることで、新宿区という特性を捉えた意見を収集する。</p> <p>実施予定：6月 調査票発送、回収</p> <p style="padding-left: 40px;">7月上旬 単純集計し、速報版発行</p> <p style="padding-left: 40px;">9月末 クロス集計結果も加え、報告書発行</p> <p>方 法：対象者へアンケート用紙を郵送。</p> <p style="padding-left: 40px;">返送用封筒を同封し、返送先は総合政策部企画政策課とする。</p> <p>抽出方法：</p> <p style="padding-left: 40px;">永住資格を有する(特別永住を含む)外国人の中から、住民登録者と合わせ、基準日における18歳以上、2500名程度を無作為抽出する。</p> <p>その他：</p> <p style="padding-left: 40px;">生年月日・性別・在留資格・国籍は、対象者の属性の統計的分析のために利用する。</p>

**件名 (仮称)新宿区自治基本条例区民アンケート協力依頼者を抽出するための
外国人登録簿の個人情報の目的外利用について**

保有元		利用先	
保有課	戸籍住民課	利用課	企画政策課
登録業務の名称	外国人登録業務	登録業務の名称	(仮称)新宿区自治基本条例の制定
登録業務の目的	外国人の居住関係及び身分関係を明確にするため	登録業務の目的	新宿区の自治の基本理念・基本原則を明らかにするため条例を制定する
登録業務に係る個人情報の記録媒体	登録原票およびホストデータ	登録業務に係る個人情報の記録媒体	文書および帳票 電子データ
目的外利用を行う理由	新宿区自治基本条例区民アンケートについて、条件に該当する区内の外国人に協力依頼をするため。		
目的外利用を行う情報項目	氏名 住所 生年月日 性別 在留資格 国籍		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙(リスト)、データ(CVS)		
目的外利用の時期・期間	平成22年 5月20日 から平成23年3月31日まで		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

件名 (仮称)新宿区自治基本条例区民アンケート調査業務の委託について

保有課(担当課)	総合政策部企画政策課
登録業務の名称	(仮称)新宿区自治基本条例の制定
委託先	入札により委託先業者を決定する予定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	基準日現在、住民基本台帳に記載された区民及び外国人登録原票の中で永住資格を有する(特別永住含む)外国人の中から無作為抽出による、18歳以上の者の住所・氏名2,500名分
処理させる情報項目の記録媒体	宛名シール 区民アンケート調査票郵送用とお礼状兼調査協力依頼はがき発送用で2組
委託理由	アンケート調査の実施・分析のノウハウを持った委託業者に依頼することで、効率的かつ効果的な調査目的を達成するため。
委託の内容	(仮称)新宿区自治基本条例に対する意見収集の一環として、区民の中から「無作為抽出」により2,500名の対象者を選び、郵送により(仮称)新宿区自治基本条例に関するアンケートを実施し、下記の項目を委託する。 (1) 調査計画及び調査票の検討・作成、調査票の印刷 (2) 宛名ラベルの貼付、調査票等の三つ折り、封入封かん及び調査票発送 (3) 再依頼はがきの発送(調査票発送後、調査対象者全員に1回送付) (4) 調査結果の集計・分析及び報告書の作成等 アンケートは無記名式 調査票の返送先は総合政策部企画政策課
委託の開始時期及び期限	契約締結の翌日 から 平成22年 9月30日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 調査票の返信先は、総合政策部企画政策課として、区で回答内容を確認した上で、業者に渡す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。